

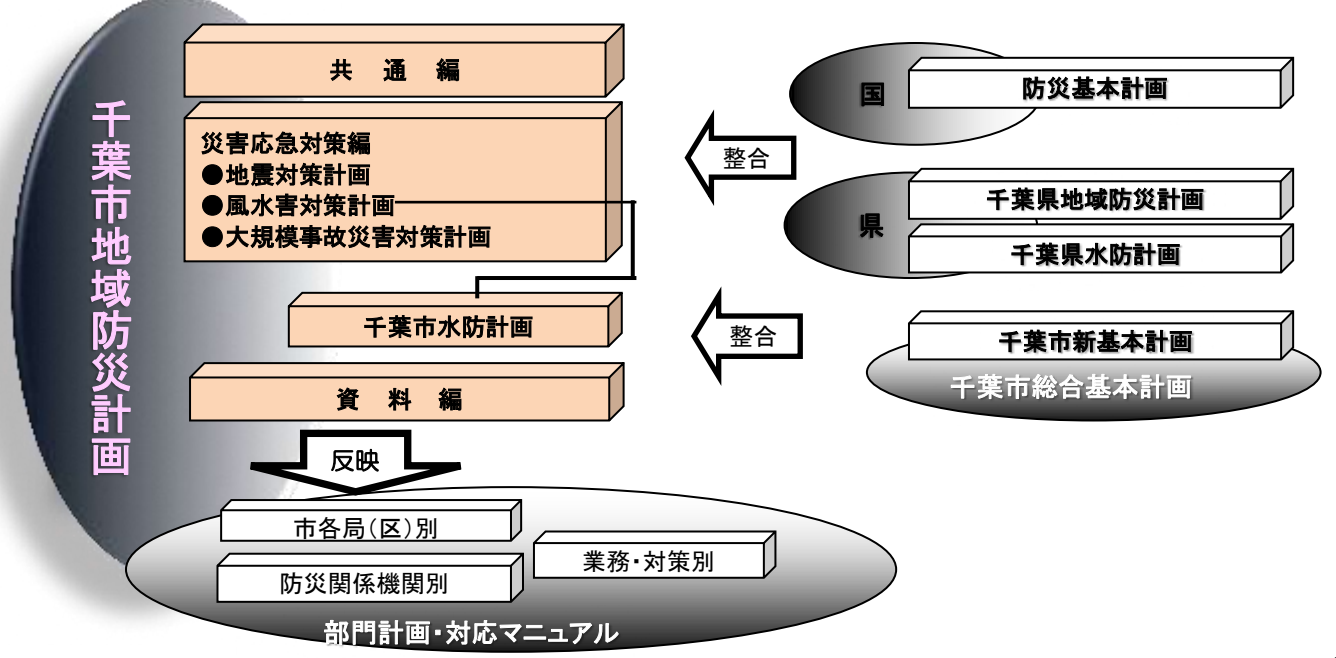
千葉市地域防災計画および千葉市水防計画の修正について(概要)

1 計画修正の趣旨

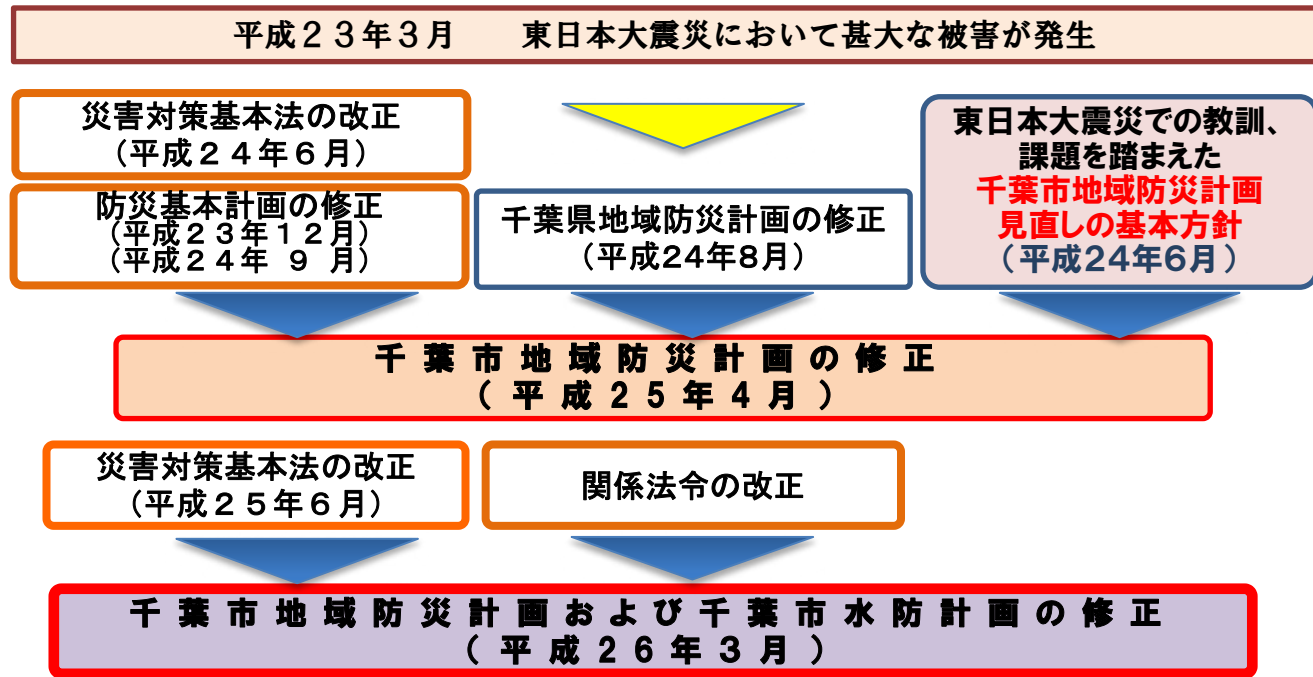
市では、市域における災害に対処するために、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、公共的団体、市民及び事業者の処理分担すべき事務、業務又は任務を定めた総合的かつ基本的な計画である「千葉市地域防災計画」および「千葉市水防計画」を策定している。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正をはじめとした関係法令の改正等を踏まえ、本計画の修正を行った。

2 千葉市地域防災計画の構成及び水防計画の位置付け



3 東日本大震災後の千葉市地域防災計画の修正経緯



4 千葉市地域防災計画の主な修正内容

① 災害対策基本法の一部改正に伴うもの

ア 地区防災計画

・災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、市民自らによる「地区防災計画」の作成を促進することを記載した。

イ 指定緊急避難場所の指定

・国の定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定することを記載した。

ウ 指定避難所の指定

・想定される災害の状況、人口の状況等を勘案し、国の定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定することを記載した。

エ 避難行動要支援者名簿

・法により、地域防災計画に定めるべきとされている、「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」、「避難支援等関係者となる者」及び「個人情報適正管理」について、記載するとともに、千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例を根拠として、平常時から町内自治会等の避難支援等関係者へ提供することを記載した。

オ 屋内での待避等の安全確保措置の指示

・避難勧告・指示について、従来の「避難のための立退き」に加え、新たに、「自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動（垂直移動）」を記載した。

カ 「避難」の考え方を明確化

・市民が自らの命は自らで守るため、的確な判断に基づき行動できるよう、避難の考え方を4区分に整理し、平常時から市民等へ周知を図ることを記載した。

(ア) 避難（一時的・緊急避難）、(イ) 避難（長期的）、(ウ) 待避、(エ) 垂直移動

キ 災証明書の交付

・災害発生時に申請があった場合、遅滞なく、災証明書を交付することを記載した。
・平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体との連携を図ることを記載した。

② 気象業務法の一部改正に伴うもの

ア 特別警報の新設に伴う修正

・災害対策本部第1配備体制の配備時期に「市域への特別警報の発表」を記載した。
・市民等へ伝達を行う、注意報や警報等の防災気象情報に「特別警報」を記載した。
・特別警報発表時には、市民は「命を守る行動をとる必要がある」ことを記載した。

③ その他所要の修正

・防災関係機関の防災業務計画変更等に伴う修正
・統計数値等の情報を時点修正

5 千葉市水防計画の主な修正内容

水防法等の一部改正に伴うもの

ア 河川管理者が水防管理団体に行う、水防への協力内容を記載した。

イ 浸水想定区域内の地下街等に対し、浸水防止の取組の促進について記載した。

ウ 水防協力団体の指定対象を、建設会社等の民間企業やボランティア等の幅広い団体に拡大したことについて記載した。